

社会福祉法人開成町社会福祉協議会

常務理事の就業等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人開成町社会福祉協議会（以下「本会」という。）常務理事の就業等に関し、必要な事項を定める。

(常務理事)

第 2 条 この規程において常務理事とは、定款第 18 条第 3 項に定める常務理事をいう。

(秘密保持)

第 3 条 常務理事は、業務上知り得た秘密事項及び本会の不利益となる事項を他に漏らしてはならない。その職を退職した後も同様とする。

(信用失墜行為の禁止)

第 4 条 常務理事は、本会の名誉又は信用を傷つける行為をしてはならない。

(勤務時間)

第 5 条 常務理事の勤務時間は、原則として 1 週 20 時間以内とする。

(旅行命令)

第 6 条 常務理事に業務の都合上旅行を命ずることができる。

2 常務理事が前項の規定により旅行をしたときは、速やかに口頭又は文書により復命しなければならない。

(任期)

第 7 条 常務理事の任期は、理事として在任する期間とする。ただし、再任を妨げない。

(引継ぎ)

第 8 条 常務理事が休職又は退職となったときは、速やかにその担当した業務及び書類、物品等を後任の担当者又はこれに代わる者に口頭又は文書により引継がなければならない。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 6 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 6 年 12 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。